

札 環 対 第 5 0 2 5 7 号
平成 24 年（2012 年）5 月 9 日

銭函風力開発株式会社
代表取締役 松島 聡 様

札幌市長 上田 文雄

「銭函風力開発建設事業に係わる環境影響評価書」に対する申し入れについて

貴職においては、「銭函風力開発建設事業に係わる環境影響評価書案」（以下「評価書案」という。）に対し平成 22 年 10 月 25 日付けで提出した当職からの意見書を踏まえて評価書案を修正し、平成 23 年 8 月 25 日に「銭函風力開発建設事業に係わる環境影響評価書」（以下「評価書」という。）を公表したところです。

評価書においては、住民等から提出された意見に対する貴職の見解が記載されていますが、今般、その内容を改めて精査したところ、貴職は当職から提出した意見書の一部のみを引用して見解を述べており、当職としての意見書の趣旨が誤解されかねないものと判断し、下記のとおり申し入れさせていただくこととしました。

つきましては、下記の申し入れに対して、6 月 1 日までに貴職の見解を送付くださいますようお願いいたします。

なお、本申し入れ及びこれに対する貴職の見解について、また、見解の送付がない場合はその旨を本市ホームページに掲載することを申し添えます。

記

1 評価書「第 7 章 環境影響評価書案についての意見と事業者の見解」について

該当箇所：表 7-1-1（235 頁、241 頁、273 頁、277 頁、278 頁、281 頁、290 頁）

貴職は、低周波音に関するすべての意見に対して、その内容及び問題としている地域を問わず、事業者見解の中で、市長意見書の「調査、予測及び評価については、おおむね妥当と判断する」の部分のみを引用して回答している。

低周波音に関しては、環境基準など人の健康の保護に関する基準がないため、札幌市として医学的見地からの判断は行っていない。また、市長意見書は札幌市域の環境影響に限って述べたものであり、市域外における低周波音の影響に関して言及したのではない。それにも関わらず、低周波音に関するすべての意見に対して、上記引用部分を根拠として見解を作成しているのは極めて不適當である。

加えて、市長意見書では、上記引用部分に続き「環境の保全の見地から、事業者は環境影響評価書の作成及び事業の実施にあたり、下記の事項に十分留意する必要がある。」と記載している。下記の事項とは、調査結果や評価指標の出典等の追加記載の他、低周波音の発生を極力抑えるための適切な運転管理と維持管理を行うことに加え、予測の不確実性があることを指摘した上で、具体的な事後調査計画の策定、実施及び調査結果に応じた適切な環境保全のための措置を講じることを指している。

貴職の低周波音に関する意見に対する見解においては、これらの事項が求められていることについて一切触れられておらず、「調査、予測及び評価については、おおむね妥当と判断する」の部分のみを引用しているのは、市長意見書全体の趣旨を誤解させるものであり、極めて遺憾である。

2 貴職への意見提出者等について

市長意見書の引用において、「検証専門家会議から・・・報告をいただいています。』と記載されているが、市長意見書は市長名で提出したものであり、市長や検証専門家会議が貴職に報告したのではない。

(担当) 環境局 環境都市推進部

環境共生推進担当課 大江、宮下

環境対策課 鈴木、野町

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL011-211-2879 FAX011-218-5108